

徳本貴久局長	御起立願います。礼。御着席ください。
寺井克之会長	<p>ただ今より第214回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立をいたしておりますことを御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、小野地区の宮内委員と和気地区の渡部委員のお二人にお願いをいたします。</p> <p>また、地元説明のため、堀江地区の井上推進委員、並びに興居島地区の杉野推進委員に御出席を願っています。</p> <p>両推進委員、よろしくお願ひいたします。</p>
寺井克之会長	<p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第11号の11件の議案が提出されておりますので、よろしく御審議のほどお願ひいたします。</p> <p>それでは、議案第1号～第4号までを議案といたします。</p> <p>事務局から説明をいたします。</p>
西山昌宏副主幹	<p>それでは、議案第1号を御報告いたします。</p> <p>1番、本件は、第212回総会で御説明しました松山地方裁判所による競売で申請者が最高価買受人となり、買受適格証明書の交付時と事情が異なっていないことが認められましたので、直ちに許可書を交付させていただいたものでございます。</p> <p>続きまして議案第2号と議案第3号を御報告いたします。</p> <p>令和3年9月26日～令和3年10月25日までに専決処理した案件は4条届出が11件、5条届出が13件で届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>続きまして、議案第4号を御報告いたします。</p> <p>1番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。</p> <p>離作補償は無いとしております。</p> <p>2番、本件は、強化促進法により平成30年5月1日に設定された賃借権でござい</p>

西山昌宏副主幹	<p>ます。</p> <p>本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約したもので、解約後は、農地中間管理機構に貸し付けるとしております。</p> <p>離作補償は無いとしております。</p> <p>3番と4番は、賃貸人が同一人で、賃借人は持分2分の1ずつ相続した2人からの通知書ですので、併せて御説明いたします。</p> <p>本件は、強化促進法により平成30年5月1日に設定された賃借権でございます。</p> <p>本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約したもので、解約後は、転用目的の売却を検討しているとしております。</p> <p>離作補償は無いとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>以上で、議案第1号～4号につきまして、説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第5号、「農地法第3条許可申請」について議題といたします。</p> <p>事務局から説明いたします。</p>
西山昌宏副主幹	<p>それでは、議案第5号の御説明をいたします。</p> <p>お手元にお配りしている審査基準1号～7号までを整理した農地法第3条調査票がございますので、併せて御覧ください。</p> <p>1番、2番は譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。</p> <p>譲受人は、新規農業者でございます。</p> <p>この度、申請地を借り受けまたは譲り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。</p> <p>なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p>

西山昌宏副主幹

3番、譲受人は、農地約80アールを耕作する農家でございます。

この度、耕作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

4番、譲受人は、新規農業者でございます。

この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。

なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

5番、6番は譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。

譲受人は、新規農業者でございます。

この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。

なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

7番、譲受人は、農地約210アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

8番、譲受人は、農地約32アールを耕作する農家でございます。

この度、耕作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

9番、10番は、許可後30アール超えとなる案件で、借受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。

譲受人は、農地約19アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を借り受けまたは譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

なお、本案件は、許可後30アール超えとなる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

11番、譲受人は、農地約34アールを耕作する農家でございます。

この度、自宅に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

12番～17番は、譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。

譲受人は、農地約169アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

18番、譲受人は、社会福祉法人でございます。

この度、社会福祉事業の一環として耕作便利な申請地を借り受け、果樹などの栽培を行うものでございます。

なお、本案件は、許可にあたり、不許可の例外規定が適用される案件ですので、

<p>西山昌宏副主幹</p>	<p>後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>19番、譲受人は、農地約30アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、耕作地に隣接した耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>20番、譲受人は、新規農業者でございます。</p> <p>この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。</p> <p>なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>21番、譲受人は、農地約50アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>22番、譲受人は、農地約51アールを耕作する適格法人でございます。</p> <p>この度、耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>23番、譲受人は、農地約67アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、耕作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>24番、譲受人は、新規農業者でございます。</p> <p>この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。</p> <p>なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>新規農業の案件は5件で、1番、2番、4番、5番、6番、20番、24番ですが、1番と2番、5番と6番は、併用案件であります。</p> <p>許可後の経営面積が30アールを超える案件は1件で、9番と10番の併用案件であります。</p> <p>不許可の例外となる案件が1件で、18番であります。</p> <p>1番と2番は、併用案件で、所在地が小野地区でありますので、宮内委員から説明をお願いします。</p>

宮内祥二郎委員	<p>それでは説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたように、譲受人は、以前は農業にも携わっていましたが、現在、経営農地が無いため改めて農業を始めたいと申請に及んだものです。</p> <p>「しきみ」については知人等より営農指導を受ける予定であり、過去に農業経験があり、農業に対する意欲も充分見受けられることから地元としては了承した訳でございます。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>次に、4番は、所在地が久谷地区でありますので、平岡委員から説明をお願いします。</p>
平岡量二委員	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>本件譲受人は、久谷地区の農地を借り受け、新規農業をお考えであります。</p> <p>農業に対する意欲も充分に見受けられ、真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>次に、5番と6番は、併用案件で、所在地が興居島地区でありますので、杉野推進委員から説明をお願いします。</p>
杉野猛志推進委員	<p>先ほど、事務局から説明がありました5番、6番の案件について申し上げます。</p> <p>申請人は朝美地区に居住し、この度、興居島地区の農地を申請者祖父、並びに父から借受け、新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。</p> <p>地域におきましても、新たな担い手確保は喫緊の課題であり、農業に対する意欲も充分に見受けられ、真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>

寺井克之会長	次に、20番は、所在地が浅海地区でありますので、渡部推進委員から説明をお願いします。
渡部丈司推進委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、今般、浅海地区の農地を借り受け、新規就農をお考えであります。</p> <p>農業に対する意欲も充分に見受けられ、周囲の方々のお力も借りながら、真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>最後に、24番は、所在地が東中島地区でありますので、山口委員から説明をお願いします。</p>
山口晃嗣委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありました24番の案件について、申請人は、以前から柑橘栽培に関心があり、知り合いの柑橘農家の手伝いをする中で栽培技術を身に着け、この度、居住地に近い宮野地区の農地について使用貸借権を設定し、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、地区審査においても真剣に農業に取り組む姿勢が感じられましたのでこれを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続いて、許可後の経営面積が30アールを超える案件が1件で、10番は、所在地が興居島地区でありますので、青井委員から説明をお願いします。</p>
青井和子委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありました9番、10番の併用案件について、申請人は興居島地区に居住し、所有している約19アールの農地のほかに、同地区内の農地を</p>

青井和子委員	<p>取得及び使用貸借し、農業経営の規模拡大を図るものです。</p> <p>現地調査並びに聞き取り調査を行ったところ、真剣に農業に取り組む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議よろしく願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続いて、不許可の例外となる案件が1件で、18番は、所在地が堀江地区でありますので、井上推進委員から説明をお願いいたします。</p>
井上徹郎委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本件譲受人は、来住町に主たる事務所を置く社会福祉法人であります。</p> <p>今般、権現町にある老人ホームに隣接する申請地を借りて、果樹などの栽培を行うということです。</p> <p>また、本件譲受人は社会福祉法人であり、不許可の例外規定に該当することから了承いたしましたので、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>事務局並びに地元説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第6号、「農地法第4条許可申請」について議題といたします。</p> <p>事務局から説明をいたします。</p>
船草康司副主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件申請人は、農地約26アールを耕作する兼業農家であります。</p>

船草康司副主幹	<p>この度、申請地周辺に勤務する方及び近隣住民の要望により、本申請地を17台分の貸露天駐車場として利用したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>2番及び3番は、申請人が同一であり同一事業ですので一括して御説明いたします。</p> <p>本件申請人は、農地約59アールを耕作する農業者であります。</p> <p>この度、新たな収入の確保を図るため、日当り良好な本申請地へ太陽光発電施設を設置したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は、松山市役所和気支所よりおおむね300メートル以内に位置することから第3種農地と判断されます。</p> <p>また、申請面積が1,000平方メートル以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>4番、本件申請人は、神奈川県に居住しております。</p> <p>この度、新たな収入の確保を図るため、日当り良好な本申請地へ太陽光発電施設を設置したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は、松山市役所和気支所よりおおむね300メートル以内に位置することから第3種農地と判断されます。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>以上、説明が終わりました。</p> <p>それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>1,000平方メートルを超える案件は2番ですが、2番と3番は、申請人が同一で、同一事業でありますので、和気地区の渡部委員から説明をお願いします。</p>
渡部泰明委員	<p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件申請人は、農業をされておりますが、労働力不足で、新たな安定した収入を得るため、日照量が確保でき、周辺に高い建物が無い本申請地で太陽光発電施設を設置したいと考え、本申請に及んだものであります。</p> <p>転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としては了承いたしました。</p>

渡部泰明委員	<p>なお、本総会での御審議をよろしくお願いたします。</p>
寺井克之会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>議案第6号につきまして、事務局並びに地元委員から説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、この案件につきましては、県許可分であります。</p> <p>直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p>
寺井克之会長	<p>次に、議案第7号、「農地法第5条許可申請」について議題とします。</p> <p>事務局から説明をいたします。</p>
船草康司副主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件受人は、通所介護事業を主な業務とする法人であります。</p> <p>既存の施設は、賃貸物件で運営しており駐車場が手狭で、利用者の乗降時に何かと支障をきたしていることから、今般、本申請地を取得し新たに通所介護事業所を開設したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>2番、本件受人は、農地約130アールを耕作する農業者であります。</p> <p>既存の農業用倉庫周辺に住宅が増え、前面道路の交通量も増加し、農業用倉庫の利用に何かと苦慮していることから、この度、本申請地を借受け、新たに農業用倉庫を設置したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は、自動車専用道路の出入り口からおおむね300メートル以内にあることから第3種農地と判断されます。</p>

3番、本件は譲受人の都合により、申請取り下げとなっております

4番及び5番は、受人が同一であり同一事業ですので一括して御説明いたします。  
本件受人は、自動車販売及び修理を主な業務とする法人であります。

この度、事業の拡大に伴い国道沿いの本申請地に自動車修理工場を備えた自動車販売店舗を設置したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。

また、申請面積が1,000平方メートル以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

6番、本件受人は、一般貨物自動車運送事業を主な業務とする法人でございます。

既存の駐車場が手狭で何かと業務に支障をきたしていることから、新たに、既存駐車場に近接する本申請地を取得し、運搬車両、預かり輸送車両の露天駐車場として利用したいとしております。

本申請地の農地区分は上下水道が埋設されている道路の沿道で、おおむね500メートル以内に2つ以上の教育施設・医療施設・都市公園等の公共公益的施設があることから、第3種農地と判断されます。

7番、本件受人は、売電業を主な業務とする法人でございます。

この度、新規に売電事業に参入するべく、日当たりの良い本申請地を取得し、太陽光発電施設を設置したいとしております。

本申請地の農地区分は上下水道が埋設されている道路の沿道で、おおむね500メートル以内に2つ以上の教育施設・医療施設・都市公園等の公共公益的施設があることから、第3種農地と判断されます。

8番、本件受人は、農地約38アールを耕作する兼業農家でございます。

議案書記載の内容にて農家住宅を建築したいとしております。

本申請地の農地区分は、住宅・事業所・公共施設・公益的施設が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の農地であることから第2種農地と判断されます。

9番、本件受人は、売電業を主な業務とする法人でございますが、この度、事業拡張のため、日当たりの良い本申請地を取得し、太陽光発電施設を設置したいとしております。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

船草康司副主幹	<p>また、申請面積が1,000平方メートル以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>10番、本件受人は、議案書記載の内容にて自己住宅を建築したいとしております。</p> <p>なお、申請地は、都市計画区域外に位置しているため、都市計画法上の開発許可は不要でございます。</p> <p>本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>4番と5番は、併用案件、所在地が余土地区で、1,000平方メートルを超える案件ですので、池田委員から説明をお願いいたします。</p>
池田功委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本件譲受人は、朝美地区で、自動車販売・修理業を行う法人であります。</p> <p>令和2年8月に法人を設立し、営業を開始しておりますが、現在、店舗を持っていないことから、今般、店舗を新設するために申請に及んだものであります。</p> <p>被害防除もきちんとされるということから、了承いたしましたので、本総会での御審議をよろしくをお願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、9番は、所在地が浅海地区で、1,000平方メートルを超える案件ですので、渡部推進委員から説明をお願いします。</p>
渡部丈司推進委員	<p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、売電業を営む法人であります。地球温暖化対策につながる太陽光発電事業を行いたく、地盤が強固で自然災害の恐れが低く、日照条件が良い太陽光発電用地を探していたところ、本申請地を見つけ、譲渡してもよいとの話があったことから、本申請に及んだものです。</p>

渡部丈司推進委員	<p>転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としては了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願います。</p>
寺井克之会長	<p>以上で、事務局並びに地元委員から説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>この案件につきましては、県許可分であります。</p> <p>直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第8号、「令和3年度第8号農用地利用集積計画」について議題といたします。</p> <p>それでは、事務局から説明をいたします。</p>
住田英俊主幹	<p>説明に入ります前に、申請の取り下げがありましたので、議案書の訂正をお願いします。</p> <p>20 ページをお開き下さい。議案、第8号の番号11番につきましては取り下げとなりましたので二重線で消込を入れてください。これにより番号12番が11番へと繰り上がり、それ以降についても1番ずつ番号が繰り上がります。</p> <p>なお、28 ページを開けてください。番号を振りなおしますと利用権設定の最後の番号45番が44番になります。</p> <p>次の29 ページを御覧ください。所有権移転につきましても、番号46番、47番がそれぞれ45番、46番に繰り上がりとなります。</p> <p>以上お手数をお掛け致しますが、訂正をよろしく願います。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本日の案件46件の内、使用貸借権の設定は13筆、賃借権の設定は89筆、所有権移転が5筆で、設定総面積は、5万3,256平方メートルです。</p> <p>その内訳は、新規が102筆、売買が5筆、となっております。</p>

住田 英俊 主幹	<p>番号1番と番号2と番号3の譲受人は、約94アールを耕作する農業者で、中間管理一括方式にて新しい使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号4の譲受人は、約352アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号5番の譲受人は、約110アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号6～番号44の譲受人は、農地中間管理機構で、議案書記載の農地に中間管理権を設定した後、農用地利用配分計画（案）を作成し、農業の担い手へ農地を貸し付け、利用集積を図るとしています。</p> <p>番号45の譲受人は、約194アールを耕作する農業者で、畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号46の譲受人は、約154アールを耕作する農業者で、畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積及び農業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、公告日は、令和3年11月17日となっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
寺井 克之 会長	<p>以上で、事務局から説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井 克之 会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第9号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願い」についてを議題といたします。</p> <p>本件について、事務局の説明をいたします。</p>
住田 英俊 主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p>

住田 英俊 主幹	<p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後、20年間適正な耕作を継続してまいりますと相続税は免除されます。</p> <p>今般、税務署より現地の確認依頼がありましたので、農地の利用状況の確認を行ったものです。</p> <p>今回報告する案件は23件、84筆で、これらの農地につきましては、耕作または保全管理されていることを確認しております。</p> <p>なお、最終的に納税猶予の免除を認めるかどうかにつきましては、税務署が判断することとなります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
寺井 克之 会長	<p>以上で、説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井 克之 会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第10号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。</p> <p>事務局から説明をいたします。</p>
西山 昌宏 副主幹	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>令和3年9月26日～10月25日までに専決処理した案件は36件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井 克之 会長	<p>以上で、事務局から説明が終わりました。</p>

寺井克之会長	<p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第 11 号、「耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の『農地』に該当するか否かの判断について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたします。</p>
住田英俊主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本日御審議をいただく案件は、1 件ございます。</p> <p>番号 1 は、立岩地区となっておりますので、私から状況を御説明させていただいた後、対象地の管轄の委員から補足説明をいただきまして、議案書に記載している対象地が農地に該当するか否かについての御審議をお願いします。</p> <p>番号 1 は、令和 3 年 10 月 6 日に土地所有者から農業委員会事務局に対して、非農地の判断を依頼してきたものです。</p> <p>対象地は、農振農用地区域内農地、いわゆる青地農地であり、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づく調査による、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断が必要であることから、本日御審議いただくことになりました。</p> <p>お手元に現地の状況を取りまとめた資料をお配りしていますので、御覧ください。</p> <p>令和 3 年 10 月 19 日に現在地である立岩地区の西垣委員と野村委員、渡部委員、渡部推進委員に事務局職員も同行して、現地確認を実施しました。</p> <p>資料の 1 ページは、対象地を記載した地図の写しです。</p> <p>2、3 ページは、謄本、公図の写しです。</p> <p>4 ページは、対象地と周辺を上空から撮影した航空写真で、写真撮影の方向を示しています。</p> <p>5～8 ページは、令和 3 年 10 月 19 日に現地調査をした際に対象地を撮影した写真です。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>御審議をいただきますようよろしくお願いいたします。</p>

<p>寺井克之会長</p>	<p>以上で、説明が終わりました。  それでは、地元委員からの補足説明をお願いいたします。  所在地が立岩地区でありますので立岩地区の西垣委員から説明をお願いします。</p>
<p>西垣政美委員</p>	<p>それでは、御説明いたします。  令和3年10月19日に、私と野村委員、渡部委員、渡部推進委員、並びに事務局職員で現地調査を行いました。  申請地は、立岩地区の小山田です。  今回、判断の申し出があった土地は、小山田乙475番です。  現地は、何年も耕作されておらず、雑木が繁茂し、山林化しておりますので、農地に復元することが極めて困難であると考えられることから、農地性はないと地元では判断しました。  御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>以上で、説明が終わりました。  番号1は、西垣委員からの説明のとおり、小山田乙457番は、「非農地」という判断で御異議等ございませんか。   〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>本件異議なしと認め、関係先等へ判断結果を通知いたします。  以上で、本日の提出議案11件の審議は、全て終了いたしました。  次に、事務局から連絡事項等あれば、お願いします。</p>
<p>住田英俊主幹</p>	<p>皆様に御案内させていただいておりますが、12月7日火曜日に愛媛県農業会議により農業委員研修会が開催されますので、よろしく申し上げます。  なお、ウェブにて、御自宅等で参加される皆様については、事前に研修資料を送</p>

住田 英俊 主幹	<p>付させていただく予定です。</p> <p>次に、次回の総会の日程についてです。</p> <p>来月の第 215 回総会は、12 月 10 日金曜日の午前 10 時 30 分からこちらの会議室で開催する予定です。</p> <p>よろしくお願ひします。</p> <p>連絡事項は、以上です。</p>
寺井 克之 会長	<p>以上をもちまして、本日の第 214 回総会を閉会します。</p> <p>お疲れでございました。</p>
徳本 貴久 局長	<p>御起立願ひます。礼。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">午前 11 時 09 分閉会</p>